

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和5年11月22日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 野村 弘

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備考
1	<p>市長の所信表明及び選挙公約について</p> <p>(1) 市長は所信表明において「見える」「届く」「変わる」の3つの基本姿勢を掲げ、その実現のために、①市役所がスピード感と実行力をもって日々の業務を進めていくこと②職員が想像力を働かせ、創意工夫によって積極的に職務にあたること③市役所業務において、ミスが発生しないような仕組みづくりを進めること④職員が常にプロ意識やチャレンジ精神、責任感を持って生き生きと職務に取り組むことの4点に重きを置いている。これらは市長の思い、政策を実現するためには欠かせないことであると同時に当然、今までの首長も取り組んできたことであると思う。今回、所信表明で改めて取り上げているが、具体的に何か新しい取り組みはあるのか。</p> <p>(2) 市役所新庁舎整備の現在の計画を見直す方針については、前回の定例会で確認した。新庁舎建設については、令和2年に策定された「長久手市スポーツ施設等整備計画」において、現市庁舎北側への建設方針が決定し、今日までその整備に向けて進められてきた。今、その方針を変更し、再検討するという事は、現計画のどこに問題があると市長は考えているのか。</p>	
2	<p>地域集会所及び老人憩の家の利活用と今後について</p>	

	<p>行政改革において、地域集会所の利用方法や所有形態の見直し及び老人憩の家の利活用と管理方法の見直しが行われている。ともに今年度中の新たな方策による管理の実施を目指して進めていると思うが、現状と今後の見通しはどのようなか。</p>	
3	<p>地域・家庭・学校の連携強化と協働の仕組みづくりについて</p> <p>長久手市教育振興基本計画において、基本目標Ⅳ基本施策（1）に「長久手版コミュニティ・スクール設置に向けた仕組みづくり」とある。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と保護者、地域住民、地域団体等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」「開かれた学校」として子どもの育ちを支えていく事業である。長久手版コミュニティ・スクールと銘打っているが、他のコミュニティ・スクールとの具体的な違いは何か。</p>	